

工事の提示書類一覧

島根県公共工事共通仕様書(R2.4.1)適用

提示する書類	提示する条件	根拠状況等 (島根県公共工事共通仕様書)		提示時期
<b>第1編 共通編</b>				
産業廃棄物管理票(紙または電子マニフェスト)	産業廃棄物が搬出される工事	1-1-1-18	建設副産物 2.マニフェスト	完成時
出来形・品質管理基準、写真管理基準に定められている記録及び関係書類の資料等	監督職員から請求のあった場合(竣工検査時に提出)	1-1-1-23	施工管理 8.記録及び関係書類	施工中
安全教育及び安全訓練等の実施状況の資料	監督職員から請求があった場合	1-1-1-26	工事中の安全確保 10.安全教育・訓練等の記録	施工中
火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳、従事者手帳	監督職員から請求のあった場合	1-1-1-27	爆発及び火災の防止 1.火薬類の使用	施工中
特定特殊自動車に使用した燃料の納入伝票	監督職員から請求のあった場合	1-1-1-30	環境対策 7.特定特殊自動車の燃料	施工中
官公庁等への諸手続において許可、承認を得た書面	許可、承認を得たとき	1-1-1-35	官公庁等への手続等 3.諸手続等の提示、提出	着手前
地山の土及び岩の分類の境界の確認資料	監督職員から請求のあった場合	1-2-3-1 1-2-4-1	一般事項 2.地山の土及び岩の分類 4.地山の土及び岩の分類	施工中
JIS製品は、レディーミストコンクリート配合計画書及びレディーミストコンクリート納入書 JIS製品以外は、レディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	1-3-3-2	工場の選定 2.JISのレディーミストコンクリート	施工中 完成時
現場練りコンクリートの計量設備の計測精度の定期的な点検結果	監督職員又は検査職員から請求があった場合	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ 1.計量装置	施工中 完成時
鉄筋を熱して加工する時の調査・試験及び確認資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	1-3-7-3	加工 2.鉄筋加工時の温度	施工中 完成時
鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合に施工方法及びその品質を証明する資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	1-3-7-5	継手 4.継手構造の選定	施工中 完成時
圧接工の資格証明書等	監督職員又は検査職員から請求があった場合	1-3-7-6	ガス圧接 1.圧接工の資格	施工中 完成時
<b>第2編 材料編</b>				
工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書(設計図書で提出が定められているものを除く)	監督職員又は検査職員から請求のあった場合 JISマーク表示品は写真等確認資料の提示で変更することができる	2-1-2	工事材料の品質 1.一般事項	施工中 完成時
<b>第3編 土木工事共通編</b>				
施工管理記録、写真等の資料	段階確認において臨場を机上とした場合	3-1-1-6	監督職員による確認及び立会等 7.段階確認の臨場	施工中
出来形測量の結果を基に土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従った出来形数量	監督職員から請求のあった場合	3-1-1-7	数量の算出 2.出来形数量の提出	施工中
道路工事等保安施設記載簿(島根県公共工事共通仕様書様式集様式第65号)	交通安全上の措置を施さなければならない場合	3-1-1-12	交通安全管理 4.道路工事等保安施設記録簿	施工中
プレストレッシングの順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工 3.PC緊張の施工	施工中 完成時
ボルトの締付け確認の記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工 7.締付け確認	施工中 完成時
橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定した資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-3-24	伸縮装置工 1.一般事項	施工中 完成時
現場塗装終了後の塗膜厚測定記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-3-31	現場塗装工 16.検査 (1)	施工中 完成時
塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量	塗料の現場搬入時	3-2-3-31	現場塗装工 16.検査 (7)	施工中 完成時
出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)	監督職員又は検査職員から請求があった場合			
杭の打止め管理記録	監督職員から請求があった場合	3-2-4-4	既製杭工 4.施工計画書、施工記録	施工中
杭先端が支持層付近に達した時点で支持層の確認のための資料	監督職員から請求があった場合	3-2-4-4	既製杭工 14.杭支持層の確認・記録	施工中
溶接工の資格証明書	監督職員から求めがあった場合	3-2-4-4	既製杭工 21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	施工中
杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録	監督職員から請求のあった場合(工事完成時に提出)	3-2-4-4	既製杭工 21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	施工中

提示する書類	提示する条件	根拠状況等 (島根県公共工事共通仕様書)		提示 時期
杭の施工記録	監督職員から請求があった場合	3-2-4-5	場所打杭工 2.施工計画書、施工記録	施工中
場所打杭工が設計図書に示した支持地盤に達したことを確認する掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなど	監督職員から請求があった場合	3-2-4-5	場所打杭工 8.支持地盤の確認	施工中
孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを確認する掘削深度、掘削土砂、地質柱状図など	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-6	深礎工 4.支持地盤の確認	施工中
グラウトの施工記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-6	深礎工 12.施工計画書、施工記録	施工中
オープンケーソンの施工記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工 4.施工記録の整備、保管	施工中
オープンケーソン底面の支持地盤条件が設計図書を満足する資料	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工 9.支持地盤の確認	施工中
ニューマチックケーソンの施工記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工 3.施工記録の整備、保管	施工中
ニューマチックケーソン底面地盤の平板載荷試験記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工 7.底面地盤の支持力と地盤反力係数	施工中
鋼管矢板の施工記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工 2.施工計画書、施工記録	施工中
溶接工の資格証明書	監督職員から求めがあった場合	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工 11.鋼管矢板の溶接	施工中
杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録	監督職員から請求のあった場合 (工事完成時に提出)	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工 11.鋼管矢板の溶接	施工中
設計図書に示す品質が得られる資料	監督職員から請求があった場合	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工 9.設計アスファルト量の決定	施工中
杭の施工記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-7-5	パイルネット工 4.既製コンクリート杭の規定	施工中 完成時
固結工の攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験の資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-7-9	固結工 2.配合試験と一軸圧縮試験	施工中 完成時
薬液注入の効果の確認が判定できる資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-7-9	固結工 10.施工管理等	施工中 完成時
電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守における電気主任技術者	監督職員に提示	3-2-10-14	電力設備工 2.電気主任技術者	施工中
主要部材の板取りに関する資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-12-3	桁製作工 1.製作加工	施工中 完成時
工場塗装終了後の塗膜厚測定記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-12-11	工場塗装工 12.検査 (1)	施工中 完成時
塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量	塗料の現場搬入時	3-2-12-11	工場塗装工 12.検査 (7)	施工中 完成時
出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)	監督職員又は検査職員から請求があった場合			
法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)の資料	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-14-2	植生工 12.種子散布吹付工及び客土吹付工	施工中 完成時
床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定した記録	監督職員又は検査職員から請求があった場合	3-2-18-2	床版工 1.鉄筋コンクリート床版	施工中 完成時

## 共通仕様書における提示書類一覧

<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>19. <b>提示</b></p> <p><b>提示</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>
<p>1-1-1-18 建設副産物</p> <p>2. マニフェスト</p> <p>受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>8. 記録及び関係書類</p> <p>受注者は、出来形管理基準および品質管理基準により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、竣工検査時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、出来形管理基準及び品質管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。</p>
<p>1-1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>10. 安全教育・訓練等の記録</p> <p>受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するものとする。</p>
<p>1-1-1-27 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 火薬類の使用</p> <p>(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>1-1-1-30 環境対策</p> <p>7. 特定特殊自動車の燃料</p> <p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売された軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>
<p>1-1-1-35 官公庁等への手続等</p> <p>3. 諸手続の<b>提示</b>、提出</p> <p>受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p>
<p>第2章 土工</p> <p>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工</p> <p>1-2-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>また、受注者は、設計図書に示された土および岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第19条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第4節 道路土工</p> <p>1-2-4-1 一般事項</p> <p>4. 地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>

<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>2. JISのレディーミストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミスト配合計画書及びレディーミストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示されないレディーミストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>3. JIS以外のレディーミストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編1-3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>また、バッチごとの計量記録やレディーミストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員および検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>1-3-5-4 材料の計量および練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。</p> <p>なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第7節 鉄筋工</p> <p>1-3-7-3 加工</p> <p>2. 鉄筋加工時の温度</p> <p>受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。</p> <p>なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>1-3-7-5 継手</p> <p>4. 継手構造の選定</p> <p>受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>1-3-7-6 ガス圧接</p> <p>1. 圧接工の資格</p> <p>圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員又は検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第2 編材料 編</p> <p>第1章 一般事項</p> <p>第2節 工事材料の品質</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の<b>提示</b>に替えることができる。</p>

## 共通仕様書における提示書類一覧

<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>3-1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>3.工事費構成書</p> <p>受注者は、請負代金額が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に総括監督員に対し、当該工事の工事費構成書の<b>提示</b>を求めることができる。また、総括監督員が<b>提示</b>する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別および細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁(3桁目または小数3桁目以下切捨)の百分率で表示した一覧表とする。</p>
<p>3-1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>4.工事費構成書の提出</p> <p>総括監督員は、受注者から工事費構成書の<b>提示</b>を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。</p>
<p>3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等</p> <p>7.段階確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を<b>提示</b>し確認を受けなければならない。</p>
<p>3-1-1-7 数量の算出</p> <p>2.出来形数量の提出</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。</p> <p>なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p>
<p>3-1-1-12 交通安全管理</p> <p>4. 道路工事等保安施設記録簿</p> <p>受注者は、交通安全上の措置を施さなければならない場合は、「道路工事等保安施設記載簿」(島根県公共工事共通仕様書様式集様式第65号)を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第2章 一般施工</p> <p>第3節 共通的工種</p> <p>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>3.PC緊張の施工</p> <p>(8)プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>7.縮付け確認</p> <p>(1)縮付け確認をボルト締め付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-3-24 伸縮装置工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-3-31 現場塗装工</p> <p>16.検査</p> <p>(1)受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>



<p>3-2-3-31 現場塗装工</p> <p>16.検査</p> <p>(7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>4.施工計画書、施工記録</p> <p>受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>14.杭支持層の確認・記録</p> <p>受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくい施工標準)7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p>
<p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>(3)鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の<b>提示</b>を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p>
<p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手</p> <p>(10)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>2.施工計画書、施工記録</p> <p>受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>8.支持地盤の確認</p> <p>受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。</p>
<p>3-2-4-6 深礎工</p> <p>4.支持地盤の確認</p> <p>受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-6 深礎工</p> <p>12.施工計画書、施工記録</p> <p>受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>

<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</p> <p>4.施工記録の整備、保管</p> <p>受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</p> <p>9.支持地盤の確認</p> <p>受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>3.施工記録の整備、保管</p> <p>受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>7.底面地盤の支持力と地盤反力係数</p> <p>受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>2.施工計画書、施工記録</p> <p>受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11.鋼管矢板の溶接</p> <p>(3)鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の<b>提示</b>を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。</p>
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11.鋼管矢板の溶接</p> <p>(9)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>9.設計アスファルト量の決定</p> <p>(4)受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4.既製コンクリート杭の規定</p> <p>(3)受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-7-9 固結工</p> <p>2.配合試験と一軸圧縮試験</p> <p>受注者は、固結工による工事事前、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-7-9 固結工</p> <p>10.施工管理等</p> <p>受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。</p> <p>なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>

<p>第10節 仮設工 3-2-10-14 電力設備工 2.電気主任技術者 受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に<b>提示</b>するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p>
<p>第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-3 桁製作工 1.製作加工 (2)工作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-12-11 工場塗装工 12.検査 (1)受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>3-2-12-11 工場塗装工 12.検査 (7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に<b>提示</b>しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第14節 法面工(共通) 3-2-14-2 植生工 12.種子散布吹付工及び客土吹付工 (1)受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>
<p>第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1.鉄筋コンクリート床版 (12)受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>